

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 関東甲信工事事務局入札監視委員会
 (第14回定例会 持回り開催) 審議概要

開催日及び場所		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札監視委員会議事運営要領第2条第1項により、定例会議を書類の回議をもって会議に替えることで開催(令和4年8月12日委員会終了)	
出席委員		村瀬 均(弁護士) 谷 和夫(東京海洋大学学術研究院教授) 西村 万里子(明治学院大学法学部教授)	
審議対象期間		令和3年10月1日～令和4年3月31日	
工事	抽出案件	件数	0件
役務	抽出案件	件数	1件
	公募型競争入札方式	水文調査(中部地区5)	
物品購入等	抽出案件	件数	1件
	一般競争入札方式	事務用物品(Web会議用機器等)の購入	
高落札率契約	抽出案件	件数	1件
	簡易公募型競争入札方式	阿智・南木曾地区盛土設計他	
		意見・質問	回答
委員からの意見・質問・それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

別紙（役務）

	意見・質問	回答
1	<p>公募型競争入札方式 「水文調査（中部地区5）」</p> <p>① 低入札により落札者は実績を得るために相当無理をしているのではないか。 「降雨量調査」についての機構と落札者の積算の大きな乖離はなぜ生じたのか。</p> <p>② 諸経費での乖離が大きい、諸経費の内容が機構と応札者で異なるのか。 低入札調査報告書に記載のある「役員報酬等の費用や利益は計上しない」ということが反映されたのか。</p> <p>③ 金額を下げられた理由として、「水文調査の現地調査のみを外部委託として、それ以外の業務は自社中心に遂行」とあるが、一般に、外部委託の目的として、費用削減あるいは専門的業務が考えられる。自社中心遂行の方が費用削減になるとの解釈は合理的な考え方と捉えられるのか。</p>	<p>① 低入札価格に関する調査において、実績を得るためというより、手持ち業務が少ない状況下で技術力向上を得ることが主な理由であることをヒアリングにより確認しました。 「降雨量調査」については、機構の積算上では2箇所分を計上していますが、受注者は1箇所分の金額としており、実際の手間は1箇所分と変わらないと受注者が判断したと思われます。</p> <p>② 機構積算要領上の諸経費の内訳は業務管理費、一般管理費や付加利益とされており、応札者も同様と思われます。 質問内容の通り、「役員報酬等の費用や利益は計上しない」ことが反映されたものと、考えております。</p> <p>③ 外部委託が合理的か否かは各企業の専門分野、技術者の要員によるため、一概には言えません。今回の場合、現地調査を除いた、報告書作成等の内業に係る項目は、長年の機構を含む水文調査業務に係るノウハウをもとに、担当部門の要員により効率的に業務を実施する計画としており、外部委託するより自社中心で実施するほうが合理的と考えたものと推察します。</p>

別紙（物品購入等）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式 「事務用物品（Web 会議用機器等）の購入」</p> <p>① 購入する品目は一般的な Web 会議システムなので、応札に対応可能な企業は多いと推測されるが、参加者が 1 社となった理由は何か。 履行期間の短さ（2 か月）が要因にあるのか。 1 社入札の場合、落札率が高い傾向があるため、2 社以上からなる競争環境を整える必要があるのではないか。</p>	<p>① 一者入札の理由につきましては、電子ホワイトボードのコロナ禍における需給状況（半導体不足による不透明な供給体制および需要の高止まり）から、履行期限迄に確実に納品できる業者が限られていたことによるものと考えております。 履行期間につきましては、他の事務用物品購入の場合においても概ね 1~2 ヶ月程度が一般的であり、本件の履行期間が短いということはないと考えております。 購入物品の内容により履行期間を長めにとる等、競争環境を整える工夫を検討していきたいと考えております。</p>

別紙（高落札率契約）

	意見・質問	回答
1	<p>簡易公募型競争入札方式 「阿智・南木曾地区盛土設計他」</p> <p>① 不調・不落対策として、履行期間を1年延長していますが、この種の作業では通常履行期間は1年なのか。 当初発注において、申請者がゼロだった理由は何か。 予想される応札企業や業界関係者などにヒアリングしたのか。</p> <p>② 再入札かつ1社入札で、履行期間を1年延長しても入札企業が増加しなかった案件であるが、どのような理由があると考えているか。</p>	<p>① 通常履行期間が1年ということではなく、当初公示では、作業内容、作業量を鑑み1年が妥当と判断していました。 当初公示で申請者がいなかった原因について、入札説明書をダウンロードしていた事業者にヒアリングを実施したところ、J R協議の実情に合わせた作業期間が確保されていないことから参加を見送ったと回答があったことから、履行期間の設定が短かったことが申請者ゼロの原因と推察しました。</p> <p>② 業務受注増により、当該案件を受注する余力がある事業者が少なかったと推察しています。</p>

別紙（その他）

	意見・質問	回答
1	<p>工事、役務、物品等の全体審議</p> <p>① 指名停止措置を複数件行っているが、指名停止業者の問題について改善がみられないことをどのように捉えているか。 また、工事で多く発生し、役務、物品で発生しない傾向があることについて、どのような理由が考えられるのか。</p>	<p>① 指名停止措置を取らざるを得ないことについては誠に遺憾なことと思います。当機構としては、指名停止措置等がもたらす一定の効果に期待し、引き続き他発注機関等との情報交換を通して適切に対応してまいります。 工事については、公衆損害事故や工事関係者事故、建設業法違反行為など建設工事特有のものもあることから、措置対象となる行為も役務や物品に比較して起こりやすいのではないかと考えられます。</p>
2	<p>高落札率契約の全体審議 該当なし</p>	
3	<p>一定規模以上の取引関係を有する法人との契約の全体審議 該当なし</p>	
4	<p>その他 該当なし</p>	